

市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

(歳入)

地方消費税交付金	179,648 千円
うち社会保障財源交付金	97,990 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,777,802 千円
------------------------	--------------

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位：千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源 交付金)	その他	
社会福祉	児童福祉事業	696,177	468,455	15,300	17,931	38,372	156,119
	高齢者福祉事業	106,720	39,814	0	19,851	5,882	41,173
	社会福祉事業（障害者福祉、母子福祉）	484,165	297,081	9,200	0	26,687	151,197
	小計	1,287,062	805,350	24,500	37,782	70,941	348,489
社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	102,929	51,388	0	0	5,673	45,868
	介護保険事業特別会計繰出金	154,190	13,830	0	0	8,499	131,861
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	170,078	37,398	0	9,949	9,374	113,357
	小計	427,197	102,616	0	9,949	23,547	291,085
保健衛生	予防対策・健康増進事業	33,227	908	0	4,457	1,831	26,031
	母子衛生事業	24,499	7,405	8,200	45	1,350	7,499
	離島医療対策事業	5,817	0	0	0	321	5,496
	小計	63,543	8,313	8,200	4,502	3,502	39,026
合計	1,777,802	916,279	32,700	52,233	97,990	678,600	

※ 引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）その他社会保障施策に要する経費に充てることとされました。

※ 【社会保障施策】

- (1) 「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2) 「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。
- (3) 「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。